



Title	長崎医学の百年, 第二章 長崎医学の基礎, 第十五節 ボードウィンの帰国
Author(s)	長崎大学医学部; 中西, 啓
Citation	長崎医学百年史, 1961, pp. 129-134
Issue Date	1961-03-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/6576">http://hdl.handle.net/10069/6576</a>
Right	Copyright(c) 1961 by Nagasaki University School of Medicine

This document is downloaded at: 2020-10-28T18:15:58Z

## 第十五節 ボードウインの帰国

文久二年秋（一八六二年）、ポンペの後任として長崎に渡来し、養生所並びに医学所に教鞭をとったボードウインは生理学・解剖学・眼科学の講義を主として講義し、眼科手術室を養生所に設け、分析究理所を附設して漸くその任期を終わろうとしていた。慶応元年冬（一八六五年十二月より一八六六年一月）頃までの間、即ち養生所が精得館と改称されて半年後には後任者を推薦して辞任することを決し、オランダ公使ポルスブルックに対して、当時上海に開業し、フィセ・アドミラル・コープマン号に搭乗していたオランダ海軍一等軍医マンسفエルトを推薦したが、ポルスブルックはこれに基いて慶応二年一月十日（一八六六年二月二十四日）に幕府に書簡を提出した。幕府はこれを「三八号、千八百六十六年二月廿四日、自代弁公使ポルスブルック至老中、長崎病院教師ボードインノ後職ヲ「マンسفエルド」ニ命ゼラレタキ一件」として取扱ひ、一月十三日（陽曆二月二十八日）に取扱を終了し、マンسفエルトが着任することになった。ボードウインはマンسفエルトの長崎渡来まで引続き教授を続けていたが、これより先、慶応元年（一八六五年）六月、幕府の長崎に派遣する学生が、オランダに渡って研究を続けたい旨を申出るので、ポルスブルックと長崎奉行を通じて、幕府にこのことを申請し、その目的を達せしめてやりたい旨を伝えたが、幕府はこれを拒絶した。慶応元年五月十九日（一八六五年六月十二日）、佐賀の軍港三重津を發した電流丸には、鍋島直正が搭乗していたが、同月二十一日（陽曆六月十四日）、長崎五島町に入った直正は、宿泊地たる深堀藩邸にボードウインを招き、胃腸病及び神経痛を治療せしめた。そして、翌二年九月二十五日（一八六六年十一月二日）、直正は侍臣古川与一を長崎に派遣して、ボードウインを招聘したい旨を伝

第十五節 ボードウインの帰国

えしめたので、十月四日(陽曆十一月十日)、伊万里に到ったボードウインは、再び同地において直正を診療した。その日は、十月五日(陽曆十一月十一日)であった。

さて、慶応二年(一八六六年)七月、ハラタマと共に江戸に赴いたボードウインは七月二十八日(陽曆八月二十六日)に江戸に着いたが、幕府との交渉に手間取るこ  
とがあり、ハラタマは長崎帰着を延期したりしている。

この時、ボードウインがポルスブルックを通じて幕府と交渉したのは先の留学生の問題で、八月五日(陽曆九月十三日)に至り、ポルスブルックに対して再びこの件を協議し、老中に宛てた書簡を認めたのであるが、同時に立花出雲守に対しても同様の申請をなしたので、ポルスブルックは幕府に書簡を認め、ボードウインの書簡と共に外国奉行に提出した。幕府では「<sup>二二九</sup>三九七号、千八百六十六年九月十三日、自代弁公使ポルスブルック至老中、医学教師ボードイン伝習生荷蘭行ノ儀ニ付、建白一件、別二通」としてポルスブルックの書簡を取扱っているが、ボードウインが別紙の書簡を差出しているから、よろし

く取計ってくれるよう依頼している。又、ボードウインの書簡は「六十六年九月十三日附<sup>二二九</sup>三九七号ノ別紙、老中宛ボードイン書留」及び「長崎奉行宛ボードイン書簡」として取扱い、前者には「長崎在留和蘭国医師ボードインノ同所生徒之儀ニ付、老中へ申出たる書付<sup>年月ナク</sup>又号ナシ」と表記し、後者には「長崎在留医師和蘭人ボードインノ同所書生之儀ニ付立花伊豆守へ申出たる書簡<sup>年月ナク</sup>又号ナシ」と表記してあるが、これによれば、長崎の医学所において自分の教える学生諸方洪載、松本銈太郎、池田謙斎、戸塚静伯の四人がオランダに留学して医学研究を続けたいと協議している旨を伝え、戸塚静伯を留学生と決定すべく、その推薦をなしている。これに対して、幕府は「荷蘭公使より差出候書簡之儀ニ付申上候書付」として回答を決しているが、八月十二日(陽曆九月二十日)にはこれを板倉周防守に呈上すると共に、神奈川のポルスブルックにこれを発している。今、この返書を次に示そうと思うが、これによれば、菊地伊予守、柴田日向守、星野備中守、江速加賀守、朝比奈甲斐守、石野筑前守はこれを再

び拒絶した。

荷蘭公使より御手前様方宛書簡を封差出候ニ付披封反訳為致一覽仕候処同国医師ポードインより御手前様方宛之米簡并立花出雲守宛之書簡を封つゝ相托し候ニ付即差上候趣ニ有之右ポードイン書簡之趣者長崎表医学校於て習業いたし居候緒方洪哉外三人之もの荷蘭国ニ留学致し度ニ付願出候様相頼候間申立候与之趣ニ有之既ニ昨丑年六月中右同様之趣同国公使より書簡さし出候ニ付其節御不都合之趣を以御断之旨御返簡被差遣候へ共右者一体彼国都府ニさし遣修業仕候得は自然医業も出来住々御国<sup>御</sup>之御為ニも相成可然義ニ付候得共当今御国御多難之折柄故右等之御都合ニも相成兼可申候間此等も右同様<sup>事</sup>之振合を以同公使江御断相成候方良哉奉存候間即御返簡案取<sup>先ツ</sup>調差上申候依之此段申上段以上

寅 八月

連 名

菊池伊予守  
柴田日向守  
早野備中守  
江速加賀守  
朝比奈甲斐守  
石野筑前守

第二章 長崎医学の基礎

つまり、幕末の多事多端な折柄、医学修業に留学せしめても大した効果もないと政治的圧力を加えた訳であるが、八月二十四日(陽曆十月二日)、ポルスブルックはポードウインの申立に基き、オランダのフレガット艦プリンス・アマリア号 Prince Amalia を以て、長崎よりパタビア經由、オランダへ送る用意がある旨を伝え、充分な医学教育を与えるべく、この趣意を全うせしめたい旨を申し出た。この書簡は幕府では「<sup>三四二</sup>三十五号、千八百六十六年九月廿二日、自代弁公使ポルスブルック至老中、ポードイン日本医生修行ノ為メ和蘭行申立一件」として取扱っているが、幕府内の一部の閣老の反対にも拘わらず、遂にこの留学は敢行された。ポードウインの推薦したのは戸塚静伯であったが、留学生と決定したのは緒方洪載であった。これによってポードウインの帰国に伴う第二次オランダ医学留學生の選考を終ったが、ポードウインはこの時の決定に従って一度長崎に帰り、更に緒方洪載を伴ってオランダに向うこととなったのである。そして八月二十六日(陽曆十月四日)、幕府宛てに帰国の挨拶

第十五節　ポードウインの帰国

摺の書簡を認め、ポルスブルックに托したので、ポルスブルックは八月三十日（陽曆十月八日）に幕府にこれを提出した。次に福沢諭吉の訳文を示そう。

寅　八月晦日

丙寅八月晦日

三百二十六  
百四十七　号

千八百六十六年第十月八日江戸ニ於て

江戸外国事務宰相閣下ニ呈す

余謹て別紙を閣下ニ呈す　即チ此別紙第十月四日附医師ボー  
ドインの書翰ニ而同人事第十一月一日日本を去るニ付　兼而  
日本政府より厚き取扱ひを蒙りたるを謝するものなり　恐惶敬白

荷蘭のポリチキアгент兼コンシユルゼネラール

ドデ　ガラーフファン　ポルスブルック

（返翰九月六日ノ条ニ載ス）

この書簡は「六十三<sup>三六</sup>年十月四日附<sup>三四八</sup>号ノ別紙」<sup>三二六</sup>「此度帰国ニ付御暇乞旁御礼書」として取扱われていて、ポルスブルックの添状の別紙となっている。

（丙寅八月晦日）

千八百六十六年第十月四日江戸ニ於て

江戸御老中閣下ニ呈す

謹て白す余は本日当処ニ来り　尚又明後日横浜ニ赴き同処より便りのあり次第　長崎江行船積なり

長崎表着之上　同所病院之伝習は医師ファン　マンスフェルド、江任すべし　同人は余が不在之時既ニ此勤を取扱ひし者なり

当月の末ニ至れば　余が日本ニ雇はれたる職務を終る期限なるが故ニ十一月一日ニは告別して速ニ日本を去るべし　余が日本政府に關係せる間　政府より快く厚き取扱ひを蒙りたるは　余ニ於て深く感佩し謝する所にて　常ニ之を忘るゝことなるべし

余が希望する所ハ長崎ニある医学校の益々繁栄して洪大となる様　閣下ニおゐるて注意し給ふの一条ニ而余も亦此事を大切に思ふべし　恐惶敬白

長崎医学校第一等医師

閣下の臣僕

ドクトル　ポードウイン

福沢諭吉訳

この書簡を幕府では「<sup>三四七</sup>号、千八百六十六年十月八日、自代弁公使ポルスブルック至老中、大意医師ボー  
ドイン帰国ニ付御礼書添翰、別紙一通」として取扱つて

いるが、幕府は九月六日（陽曆十月十四日）に至り、次の書簡をポルスブルックに發した。即ち、ボードウィンに対する謝辭を呈し、伝言を依頼したのである。

和蘭コンシユルセネラール兼ポリチキアгентト  
エキセレンシー

ドデ ガラーフ ファン ポルスブルック 江

貴国第十月八日附書簡并別紙医官ボードインより之書簡共落手右ボードイン義近々我政府雇中之期限終るを以貴国第十一月第一日を以我國を辭し去るべく（との）趣領解せり 同氏雇中格別職務を勤勉し 我國裨益少なからざる段 余において深く満悦する所なり 左れば此上同氏帰国之後も尚注意し心附之事共は逸々書送いたし異候様頼入度其段其許可然伝告あらんを望む 拝具謹言

慶応二年丙寅九月六日

井上河内守

松平周防守

松平縫殿頭

來翰八月晦日ノ条ニ載ス

処で、ボードウィンはこの九月に長崎に帰着し、再び出島三番のオランダ領事ボードウィンの家に歸った。このボードウィンの住居は「文久二年戊戌十月ヨリ慶応元年

迄、外国人名員數書、外務課」によれば、幾度か移転している。即ち、慶応元年正月から五月にかけて、ボードウィンは曾って長崎に渡來する際にポンペを介してボードウィンを紹介した出島のオランダ商會社代表アイ・ボードウィンの家に住んでいたが、このアイ・ボードウィンは当時オランダ領事を勤め、出島一番の地に住んでいた。処が五月に入ると、アイ・ボードウィンは三番の地に移り、ボードウィンはシキフを伴って二番の地に移った。又、八月頃までこの二番にいたボードウィンは、十月には再び三番のアイ・ボードウィンの家に籍を移している。そしてこの月以後、長崎を離れるまでこの三番に籍があった。

ボードウィンは慶応二年九月二十四日（陽曆十一月一日）、緒方洪哉と共にプリンス・アマリア号に搭乗してオランダに向う予定であったが、緒方洪哉をユトレヒト大学に紹介して入学の手続をとった後、長崎に向って再び歸って、同年陽曆十一月の上旬のころ、伊万里地方に赴き、更に十一月には大坂に赴いている。長崎奉行能勢

第十五節 ボードウインの帰国

大隅守頼之及び徳永石見守昌親は十月八日（陽曆十一月

十四日）、イギリス軍艦便によって「蘭医ボードウイン

外式人佐賀表<sup>五</sup> 差遣候儀ニ付申上候書付」を幕府に報じ、

十一月十四日（陽曆十二月二十日）には両奉行は更に町使

によって「蘭医ボードウイン佐賀表ヲ帰崎仕候儀ニ付申上

候書付」を進達し、この佐賀出張から帰った報告と同時に

に両奉行は「御雇蘭医ボードウイン大坂表<sup>五</sup> 被差遣候御入

用之儀申上候書付」を幕府に提出しているのである。こ

の間、居留地掛の名簿の記載によれば、慶応二年七・八

月は他行と肩書され、十月より十二月まではその記載が

与えられていない。これは分析究理所のハラタマと同行

した七・八月の江戸旅行を他行と記載していたことを覗

わせるものである。一方、ボードウインが緒方洪哉を伴

って長崎を出帆したことは緒方惟準自伝にも見えるが、

ユトレヒトに赴いたのは、翌年六月以後のことと考えら

れるのである。後述するように、オランダに帰ったボー

ドウインはユトレヒト大学に緒方惟準を聴講せしめ、オ

ランダ政府の許可を得て慶応四年一月には長崎に再び渡

来した。